

# 興部町豊野地区活性化計画

北海道興部町

平成 24 年 3 月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	豊野地区活性化計画	市町村名	興部町	地区名(※1)	豊野地区	計画期間(※2)	平成24年度～平成28年度
都道府県名	北海道						

## 目 標 : (※3)

本町の人口推移は昭和55年以降、継続して減少傾向にあり人口動態も70人～80人程の転出超過となっています。現況人口は4,358人(平成23年3月31日)です。国立社会保障人口問題研究所の人口推計によると興部町の将来人口予測は平成27年には4,000人を下回ることが予測されています。本地区の人口推移は町全域に示す値ほど高い減少傾向にはありませんが、徐々に減少しているものであります。本計画により浄水場の機能増強、更には緊急時の浄水場運転機能の維持などの対策をすることにより酪農経営の安定化を図り、新規就農者及び地域外からの農業就労者の増加定住を促進するものである。定住人口の確保として現在の転出入割合を73.77%(平成19年度～23年度)から5.18%増の78.95%(平成24年度～28年度)に増加を目指すものである。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

興部町は、北海道の北東部オホーツク総合振興局管内の北部に位置し、雄大なオホーツク海と緑豊かな大地に抱かれ、農業・林業・漁業が盛んで自然に恵まれた美しい町です。周囲の隣接市町村は、東に紋別市、西に雄武町、南に西興部村及び滝上町があります。東西は34.2km、南北は24.4kmで総面積は362,41km<sup>2</sup>を有し北見山脈を源としてオホーツク海に注ぐ5つの河川とその支流の流域に農用地が広がり、海岸線に近づくにしたがいなだらかに起伏する段丘地となっています。本地区は興部町のほぼ中央に位置し2級河川ルロチ川沿いに酪農を中心とした集落を形成し人口93人、乳牛・肉用牛1,699頭を飼養する酪農専業地帯である。本地区の既存浄水場は建設から24年あまり経過し、近年の局地豪雨的な降雨時には浄水処理が不能となり給水停止の危機に瀕しております。なお、日最大計画給水量は280m<sup>3</sup>/日である。

### 現状と課題

本地区の酪農・肉用牛生産は国民の食生活の多様化にともなう需要の拡大と恵まれた土地資源を背景に町の基幹産業として順調な発展を続けてきました。特に、生乳は町内の乳業工場、チーズ工房、アイス工場などで練乳やチーズ、アイスクリーム、町内学校給食用の牛乳など高品質の食品に加工され広く流通しています。さらに農業者の労働軽減あるいは効率的な生産方式の確立を目的に農作業受託組織や乳肉製品の製造・販売とともに地域経済を支える雇用の場としても重要な位置を占めております。これら酪農・肉用牛生産に必要な不可欠な水道水の安定供給を目指し給水をしておりました浄水場が、施設の老朽化と近年の異常気象による降雨時の水質悪化により浄水処理不能となる事態が発生しております。このままでは水道水の安全・安定供給に支障をきたすことから、浄水場内部の機能増強並びに高色度・濁度に対応する水処理施設の拡張を行ない、本地区の畜産農家への安全で安定的な給水を持続できるよう整備をするものであります。

### 今後の展開方向等(※4)

既設浄水場の不安定な浄水処理機能を増強・拡張することにより給水停止回避を目指す、更に酪農・肉用牛の生産性の向上はもとより高品質の食品の加工に寄与するものである。さらに、区域内の住民への安全で安心な水道水の安定供給に努めことにより、この地区での経営意欲の向上が図られ町外への流失抑制、新規就農者及び農業就労者の受け入れ態勢の強化が図られ経営安定により定住人口の確保と人口減少率を低減するものである。

## 【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
興部町	豊野地区	生産機械施設(営農飲雑用水施設)	興部町	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
興部町	興部地区	新規就農奨励金	興部町・興部町農業協同組合	新規就農者に対する施設整備などに対する補助

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

豊野地区(北海道興部町)	区域面積 (※2)	8,415 ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区の総面積8,415haのうち農林地面積は7,552 haで89,7%を占め、全就労者数63名のうち47名が農業従事者で74,6%を占めている。興部町の基幹産業は、酪農と漁業であり本地区の農業の振興は町の活性化に欠かせないものである。		
②法第3条第2号関係: 当該地区内人口は過疎化(平成19年から23年の5ヵ年における人口減少率11,4%)及び高齢化(平成22年度における高齢化率は30,5%)が進行しており、農業経営の安定・向上を図るためには定住促進が本地区の活性化のためには有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係: 当該地区は都市計画区域も有さず、市街地を形成している区域以外の地域である。		

#### 【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

#### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

・定住人口の確保 5. 18%

町が住民基本台帳を基に作成している「住民基本台帳人口及び世帯一覧表」により、3月31日を基準日として定住人口の動態を調査し、達成状況の把握を行なう。また、その結果の要因分析や本事業実施による効果等について検証する。設定した達成状況の評価については平成29年度に行なう。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内的の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。